

(参考)

令和5年度 からつ七つの島島留学制度実施要項

1 目的

からつ七つの島島留学制度（以下「制度」という。）は、高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島及び向島（以下「七つの島」という。）の豊かな自然の中での学びと体験活動等を通して、島外の児童・生徒（以下「留学生」という。）と七つの島内の児童・生徒がお互いに影響し合うことにより、教育効果の向上を期し、併せて地域の活性化を図ることを目的とする。

2 事業

この制度では、七つの島の小学校及び中学校（高島小学校、小川小中学校、加唐小中学校、馬渡小中学校）に島外から入学又は転学を希望する留学生を受け入れるため、次の事業を行う。

- (1) 家族留学 親や祖父母等の家族と一緒に島に移住・生活し学校へ通う島留学
- (2) 孫留学 島の祖父母等の家で生活し学校へ通う島留学
- (3) 寮留学 寮で生活し学校へ通う島留学（高島のみ）

3 条件

この制度により受け入れる留学生の条件は、次のとおりとする。

(共通)

- ① 島留学を行う年度において、小学校又は中学校義務教育の対象であること。
- ② 島の自然の中で、心豊かによく遊びよく学ぶことを通じ、第二のふるさととして島を好きになれること。
- ③ 島の自然環境や地域文化の理解に努め、豊かな体験を通じて島民とのコミュニケーションが取れること。
- ④ 心身共に健康であること。
- ⑤ 通常の学級における教育課程で学ぶことができること。
- ⑥ 留学生、その親権者又は後見人（以下「親権者等」という。）が、島留学の目的をよく理解し、島留学及び島民との交流に熱意があること。
- ⑦ 留学生の親権者等は何事にも協調し、学校行事やPTA行事、担任との懇談、

授業参観には必ず参加できること。

(寮留学のみ)

- ⑧ 集団生活ができ、自分の身の回りの事は自分でできること。
- ⑨ 緊急時には、すぐに親権者等が駆け付けるなどの対応ができること。
- ⑩ 養育目的での留学ではないこと。
- ⑪ 寮生活については、寮の運営管理者に一任すること。
- ⑫ 長期休暇（夏休み及び冬休み）及び連休のほか、月に1回程度（学校行事等との兼ね合いで決定）の帰省において、親権者等又は親権者等から委託を受けた者が留学生の往復の引率ができること。

4 期間

この制度による留学期間は、原則1年間とする。ただし、家族留学及び孫留学で継続を希望する者は、関係者と協議のうえ最長3年間まで継続を認めることができる。ただし、継続に伴って生じる事項については、からつ七つの島活性化協議会（以下「協議会」という。）においてその取扱いを決定する。

なお、学期途中での留学生の受け入れは行わない。

5 現地説明会及び選考面接

島留学を希望する児童・生徒及び親権者等は、協議会が実施する現地説明会に参加しなければならないものとし、受け入れる留学生は、協議会及び各島の島留学実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、選考面接のうえ決定するものとする。ただし、現地説明会及び選考面接には、島留学を希望する児童・生徒及び親権者等の双方が参加しなければならない。

また、寮留学を希望する者に対しては、現地見学会後にも運営管理者が必要と判断すれば個人面談を行う場合がある。

6 寮留学における運営管理者とその義務

協議会は、各島の実行委員会とともに、本制度を理解し積極的に島留学を支援する意思のある者を運営管理者として選定し、協議会と運営管理者で委託契約を締結する。

運営管理者は、親権者等、学校、地域、実行委員会及び協議会と連携し、留学

生の健やかな成長に向けて努力するものとする。

7 遵守事項

留学生の遵守事項は、次のとおりとする。

(共通)

- ① 各島の小中学校校区に住民登録を行うこと。
- ② 健康保険証を持参すること。
- ③ 協議会と留学生の親権者等の間で、島留学に関する契約を締結すること。

(寮留学)

- ④ 日常生活に必要な用品は、運営管理者と相談し必要に応じて持参すること。
- ⑤ 留学生は、寮に携帯電話、パソコン及びゲーム等を持ち込まないこと。ただし、特別な理由により持ち込む場合は、親権者等と運営管理者が協議し決定する。
- ⑥ 留学期間中、親権者等及び留学生は電話等での連絡は極力控えることとし、必要な連絡事項があるときは、運営管理者の立ち会いのもとで行うこととする。

8 島留学に係る助成金及び負担金

協議会は、家族留学及び孫留学の留学生の親権者等に対して助成金を支給する。また、寮留学の留学生の親権者等は、運営管理者に対して負担金を納付するものとする。

(1) 家族留学

協議会は島留学の助成金として、留学生1人当たり月額45,000円、第2子以降の留学生は1人当たり月額10,000円を支給する。本助成金は、同一の留学生に対して最長3年間支給できる。

協議会は、当月分の助成金を前月末日までに留学生の親権者等に支払う。ただし、4月分及び5月分の助成金については、5月末日までに支払う。

留学期間が1か月未満の場合の助成金額は、16日以上は1か月分、16日未満は留学生1人当たり1,500円に日数を乗じた額とする。第2子以降の留学生は、1人当たり350円に日数を乗じた額とする。なお、月途中の解約

等で助成金の過払いが発生した場合は、留学生の親権者等は、速やかに過払い額を協議会に返納しなければならない。

(2) 孫留学

協議会は島留学の助成金として、留学生1人当たり月額30,000円、第2子以降の留学生は1人当たり月額10,000円を支給する。本助成金は、同一の留学生に対して最長3年間支給できる。

協議会は、当月分の助成金を前月末日までに留学生の親権者等に支払う。ただし、4月分及び5月分の助成金については、5月末日までに支払う。

留学期間が1か月未満の場合の助成金額は、16日以上は1か月分、16日未満は留学生1人当たり1,000円に日数を乗じた額とする。第2子以降の留学生は、1人当たり350円に日数を乗じた額とする。なお、月途中の解約等で助成金の過払いが発生した場合は、留学生の親権者等は、速やかに過払い額を協議会に返納しなければならない。

(3) 寮留学

留学生の親権者等は、留学生の食費等を含む運営管理者の経費負担金として、1人当たり月額60,000円を運営管理者の口座に指定日までに振り込まなければならない。

留学期間が1か月未満の場合の負担金の額は、16日以上は1か月分、16日未満は2,000円に日数を乗じた額とする。ただし、日帰りの帰省の場合は留学期間に含める。なお、月途中の解約等で負担金の過払いが発生した場合は、運営管理者は、速やかに過払い額を留学生の親権者等に返納しなければならない。

9 島留学における学校関連費用の負担

給食費、PTA会費、学校教材費、医療費、学用品費、衣料費、遊具類費、通信費、遠足・旅行費、その他学校行事に係る費用、特別活動費（スポーツ少年団、部活動、育友会、子どもクラブ、その他）等の学校関連費用は、すべて留学生の親権者等の負担とする。

10 事故発生時の処置

事故発生時の処置は、次のとおりとする。

- (1) 留学生に病気又は何らかの事故が発生したときは、その状況に応じて同居者又は運営管理者が責任をもって適切な処置を行うこと。
- (2) 各島の実行委員会は、必要に応じて立ち会い又は協議して善処すること。

1 1 契約の解除

次の事項に該当する場合、協議会は島留学の契約を解除することができる。

- (1) 留学生又はその親権者等の言動、行動に問題があり、改善が見込めず、島留学の継続（寮留学における養育の継続を含む。）が困難であると判断されたとき。
- (2) 家庭の事情等により、親権者等から解約の希望があったとき。
- (3) 孫留学について、祖父母等の事情により契約の解除を希望されたとき。
- (4) 寮留学において、負担金の未納及び契約違反が生じたとき。
- (5) 島留学の申込書及び契約書に虚偽があるとき。
- (6) その他契約事項を履行できない又は継続できない事由が生じたとき。

1 2 留意事項

- (1) 診療所を有する島もあるが、医師が常駐していない場合があること。そのため、緊急時には定期船や海上タクシー等で病院に搬送する場合があること。また、荒天時には欠航等のため搬送ができない等、離島特有の事情について理解が必要であること。
- (2) 島留学の期間における事故等に関して、協議会、運営管理者及び実行委員会に対する損害賠償請求を行わないこと。
- (3) 契約を解除した場合において、協議会は異議申し立てを受け付けない。また、孫留学、寮留学においては、契約解除通知後、親権者等は1週間以内に留学生を引き取ること。
- (4) この要項に定めるもののほか、必要な事項は親権者等、協議会、運営管理者及び実行委員会が、随時協議して決定するものとする。

1 3 適用

本要項は、令和5年度の島留学に適用する。